

都立学校施設使用団体登録申請書

都立学校の施設の使用に当たっては、「都立学校開放施設の使用に関する条件」を理解し、「施設使用に関する決まり」を遵守します。

令和 年 月 日

東京都立六本木高等学校
都立学校開放事業運営委員長 殿

責任者氏名 _____ 印

団 体	名 称		
	活動目的		
	人 数	人 (うち都内在住・在勤・在学 人)	
責 任 者	氏 名	(歳)	
	住 所	〒	
	連絡先 電話番号	◇勤務先 ()	◇自 宅 ()
		※平日、日中の連絡先を記入してください。複数記入可	
団体区分	地域スポーツクラブ ・ 地域青少年スポーツ団体 ・ 地域スポーツ団体 ・ 一般スポーツ団体		
※登録受付日	※	登録	※
※摘 要	※	番号	

- 注：1 ※印欄は記入しないでください。
 2 団体区分については、別紙の**団体区分表**を確認の上、○をつけてください。
 3 本様式に登録団体構成表【施開様式3】を添付してください。
 4 団体登録内容に変更が生じた場合は、本様式を再提出してください。

(別紙)

※ 下記の【団体区分表】から、登録申請する団体の対象・人数・要件等を確認の上、該当する団体区分を選択してください。

【団体区分表】スポーツ団体等の区分

団体区分	対象	人数	要件等	
地域スポーツクラブ	主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された営利を目的としない団体（指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体）	10名以上	区市町村に登録している総合型地域スポーツクラブの活動として利用する団体	
地域青少年スポーツ団体			港区に在住・在勤・在学する者で構成された団体	青少年の健全育成を目的とし児童・生徒・高校生相当の18歳までの者を主な構成員とする団体
地域スポーツ団体				上記以外
一般スポーツ団体			上記以外	

＝参考＝

「都立学校開放施設の使用に関する条件」

- 1 原則として、事前に提出した登録団体の構成員以外の者は、施設を使用できない。
- 2 責任者は、使用日時に使用団体に同行する。
- 3 責任者は、管理指導員との連絡を密に行い、管理指導員の指示等を使用者に周知徹底させる。
- 4 使用者は保険に加入すること。
- 5 学校の敷地内は、全面禁煙とする。
- 6 使用者は、使用承認された施設以外の場所への立入りは厳禁とする。
- 7 使用後は、直ちに設備を現状に回復し、使用箇所・施設の清掃を行うこと。
- 8 使用者が出したゴミ等は、使用団体が持ち帰ること。
- 9 使用者相互の呼出し、連絡等に学校の電話を使用することはできない。
- 10 使用者の事故等に対しては、その団体の責任において適切な処置をとること。
- 11 使用者は、施設等を破損した場合、責任を持って速やかに原形に復すること。
- 12 その他、登録団体は、都立学校施設開放事業実施要領及び各学校の開放事業運営委員会の定める使用の決まりに基づいて開放施設を使用する。
- 13 登録証及び使用申請書に虚偽の記載があった場合、使用の停止及び登録の取り消しをする。
- 14 開放事業運営委員会は、使用状況等から必要と判断した場合、使用を取り消すことができる。
- 15 使用承認後、学校教育上必要が生じた場合、その承認を変更し又は取り消すことができる。

「施設使用に関する決まり」【抜粋】

- ・団体単位で出入りしてください。登録団体以外の者は校内に立入りはできません。
- ・1回の使用時間は、準備から後始末の時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- ・自動車での来校は原則禁止です。自転車は、指定された場所に置いてください。
- ・使用を許可された施設以外への立入りは厳禁とします。（校舎内立入禁止）
- ・校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- ・登録団体以外の者は校内に立入りはできません。
- ・使用後は、必ず清掃、整地等を行い学校教育に支障のないよう原状回復してください。
- ・学校の物品の使用はできません。ボールやその他の器具は各団体でご用意ください。
- ・更衣室・シャワーはありません。トイレは屋外トイレをご利用ください。
- ・グラウンドに石灰によるラインを引くことは、芝生保護のため禁止しています。